

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定期検査中における原子炉圧力容器とシュラウド間にあるジェットポンプの点検作業を実施していたところ、4月1日午後5時30分頃、針金らしきものが1本（長さ約2cm）あることを、当社社員及び協力企業作業員が水中カメラで発見した。 今後、回収方法を検討すると共に調査を行う。	A s	4月2日公表済 (PDF 214KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）のプーリー部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉蒸気供給系主蒸気管ドレンテスト弁（2台：主蒸気隔離弁室内設置）の保温材より水のリーク（1～3滴/秒程度）が認められたため、対応検討	C	
3	3号機	中央操作室設置の事故時制御盤内の端子固定用ビスのネジ山に摩耗が認められたため、当該ビスを交換	D	
4	3号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器用ろ過材プリコート入口空気駆動弁の制御ケーブル保護用フレキシブル電線管の外れ（2箇所）が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
5	3号機	タービン建屋床ドレンサンプピットの点検において、同サンプポンプ（B）用付属配管の一部が外れ、当該サンプピット底部に落下していたため、当該配管を回収及び修理・取付	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（7）の点検において、圧縮機（A）のシリンダ（No. 1）用吸入弁に破損が認められたため、当該弁を交換	D	
7	3号機	定期事業者検査（供用期間中検査）における超音波探傷検査結果の再現性確認時、確認対象の配管継手（1箇所）の記録データの再現性が確認できなかったため、対応検討	D	
8	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用補機冷却水ポンプ（B）の本体ドレン配管の継手部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）のレベル検出用計装配管のに詰まりによるものと推定されるレベル計の指示値不良が認められたため、当該計装配管を点検・清掃	D	
10	4号機	主発電機密封油装置真空槽のレベル計取付けシール部より油のリーク（1滴/5分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	6号機廃棄物処理建屋大物搬入口からの「制御棒駆動水圧系スクラム弁漏えい検査装置」の搬送作業において、当該検査装置の水タンクよりリークした純水が、トラック荷台及び構内道路上に滴下（約50CC、汚染なし）したため、対応検討	C	
12	6号機	低圧タービン（B）入口蒸気組合せ中間弁（2）の点検において、弁蓋締付ボルト及びナット（1組）にカジリが認められたため、当該ボルト及びナットを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	第4給水加熱器（B、C）のドレンレベル調整器（2台）の点検において、基板止め具（プラスチック製）に破損が認められたため、当該止め具を交換	D	
14	6号機	低圧タービン入口蒸気組合せ中間弁（6台中、5台）の浸透探傷検査において、弁箱内容接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）の点検において、海水入口配管フランジ面のライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修	D	
16	集中環境施設	補助ボイラ（B）用汽胴レベル計（2台中、1台）の接続シール部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで